

委員会提出議案第6号

福島第一原子力発電所における汚染水流出問題について
政府直轄による危機管理を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年8月7日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

東日本大震災及び原発事故対策調査
特別委員長 志賀稔宗

福島第一原子力発電所における汚染水流出問題について
政府直轄による危機管理を求める意見書（案）

東京電力は、7月22日、福島第一原子力発電所で、放射性物質を含む地下水が海へ流出していることを初めて認めた。

地下水の汚染が発覚して以降、汚染水が海に流出している可能性は指摘されていたが、東京電力はこれまで汚染水の海への流出を「判断できない」としてきた。

今回、東京電力は、潮位などの変化と地下水の変動が連動していることから、海水と地下汚染水が水面下で行き来していると判断したものであるが、判断がおくれた理由については、海への汚染水流出を防ぐ壁を整備する部門が、潮位と地下水位の連動を示すデータを持っていたにもかかわらず、汚染水に対応する部門との情報共有を怠ったためとしている。

今回の汚染水の海への流出及び判断のおくれを含め、これまで東京電力が繰り返し行ってきたトラブルへの場当たり的な対応や情報公開のおくれからは、反省の色が全く見られないばかりか、原子力発電所事故の当事者としての誠意と責任が感じられず、南相馬市民の東京電力への不信感は増幅し続けており、今後、東京電力みずからが自助努力によって信頼を回復し、不安を払拭することは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、政府においては、福島第一原子力発電所における事故収束に向けた取り組み及びトラブルの処理について、原子力規制委員会を初め政府みずからが前面に立って現場を指揮することとし、すべてのデータを政府において把握・管理・評価し、危機管理を政府が直轄で実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年8月7日

福島県南相馬市議会議長 横山元栄

内閣総理大臣様

経済産業大臣様

復興大臣様

原子力規制委員会委員長様